

大阪府ユニバーサルデザイン推進指針の概要

平成30年6月
府民文化部、福祉部
住宅まちづくり部

策定の背景

- インバウンドや在留外国人の増加、高齢化の進展 等
- 2020 東京オリンピック・パラリンピックの開催、2025 年国際博覧会の大阪誘致
⇒誰もが暮らしやすく、訪れやすい、そして誰もが活躍できる「ユニバーサルデザイン社会・大阪」をめざす

指針の位置づけ

「ユニバーサルデザイン社会」の実現のため、大阪府で実施している取組みを、国の行動計画(※)をもとに「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインのまちづくり」の柱に沿って整理し、行政分野を越えてとりまとめたもの

府におけるユニバーサルデザインの取組み

○具体的な取組み

- ・国の行動計画の考え方を基本的な指針として、具体的な取組みを進める

【府の基本的な指針(要約)】

1 心のバリアフリー

I 学校教育におけるユニバーサルデザイン

- ・幼児期から青年期の発達段階に応じた、切れ目ない「心のバリアフリー」の教育を展開する
- ・「障がいの社会モデル」を踏まえ、差別や排除の行動を行わず、お互いの良さを認め合い協働していく力を養う

II 企業・行政等におけるユニバーサルデザイン

- ・障がいのある人を含め多様な人材を活かし、その価値観を取り込んだ企業活動を展開することが重要
- ・幅広い分野の企業が、経営者から現場の社員まで一体となって「心のバリアフリー」に取り組むことが期待される

III 地域におけるユニバーサルデザイン

- ・生活のあらゆる場面で、障がいのある人もない人もお互いに「心のバリアフリー」を体現していなくてはならない
- ・障がいのある人が生活する地域における切れ目のない持続可能な取組みが展開される必要がある

IV その他

- ・学校、企業に属さない、また、地域の取組に興味関心の薄い層等へも働きかける必要がある
- ・障がいのある人自身やその家族が、自らの障がいを理解し、社会的障壁を取り除く方法を相手に伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることが重要である

2 ユニバーサルデザインのまちづくり

I 施設整備基準によるバリアフリー化

- ・法や条例の施設整備基準に基づいた、交通施設・建築施設のバリアフリー化推進

II 観光地のバリアフリー化

- ・観光地エリア全体の面的なバリアフリーの推進

III 都市部等における複合施設(大規模駅や地下街等)を中心とした面的なバリアフリーの推進

- ・誰もがスムーズに移動でき、暮らしやすいまちづくりのため、鉄道駅ターミナル等地域の中核施設を中心とした、連続的かつ面的なバリアフリー推進

IV 公共交通機関等のバリアフリー化

- ・公共交通機関及び周辺エリアのバリアフリー化推進

V ICTを活用したきめ細かい情報発信、行動支援

- ・情報バリアフリー実現の観点から、従前の案内表示や情報提供の充実に加え、ICTを活用した環境整備推進

VI トイレの利用環境の改善

- ・様々な移動制約を持つ人にとって利用しやすいトイレ環境の整備を図る

○取組方針

- ・国、市町村、関係団体等との連携
- ・府民の理解促進

○進行管理

- ・「ユニバーサルデザイン推進指針庁内連絡会議」を設置し、各部局の取組状況を共有・意見交換

(※)東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の成功と、大会レガシーとしての共生社会に向けた政府の行動計画である「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)